

農林水産商工常任委員会提出資料

(令和元年12月18日)

項目	ページ
1 グローバルGAPの取組について 【農業大学校】	1
2 令和2年産米の生産数量について 【生産振興課】	2
3 「鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会」開催概要 について 【畜産課】	3
4 「五輝星」ギネス世界記録への挑戦！及び「とっとり松葉がに 世界一(せかにいち)記念キャンペーン」の実施について 【水産課、販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課】	13
5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について 【農地・水保全課】	14

農林水産部



グローバルGAPの取組について

令和元年12月18日
農業大学校

農業大学校のグローバルGAPの取組について、以下のとおり報告します。

1 公開審査

農業大学校では平成30年度からカリキュラムを再編し、農業生産工程管理の国際基準である「グローバルGAP」を授業に取り入れ、実践している。鳥取県内で初めて取得したグローバルGAP認証（日本梨、平成31年1月29日付）を継続するため、12月3日（火）に審査機関による審査を果樹コース1、2年生の学生4名が受審した。

- (1) 審査日 令和元年12月3日（火）午前9時～午後4時
- (2) 開催場所 鳥取県立農業大学校（倉吉市関金町大鳥居1238）
- (3) 内容 SGSジャパン株式会社（審査機関）による書類審査、現地審査
- (4) 今後のスケジュール
 - ・認証取得予定：2月～3月
 - ・次年度も継続審査を受審。併せて野菜（シロネギ）での新規取得を計画中。



書類審査



現地審査

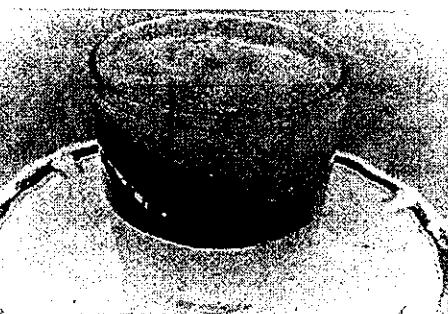
2 GAP食材を使ったおもてなしコンテスト

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、日本の食材・おもてなしの心のすばらしさを発信することを目的として高校生等による「GAP食材を使ったおもてなしコンテスト」（内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局）にエントリーしている（ホストタウンとして鳥取県と学校との連携）。来年7、8月に来県されるジャマイカチーム選手団の活躍を願って、学生6名と卒業生1名が日本梨を用いたスイーツを開発した。

- (1) 参加校 全国の農業高校・農業大学校等40校（鳥取県は鳥取湖陵高校、農業大学校の2校）
- (2) 商品名 日本梨入りスイーツで酷暑の日本の夏も不安なし
- (3) 開発期間 令和元年9月27日（金）～11月29日（金）
- (4) マスコミ発表 令和元年12月9日（月）（内閣官房）
- (5) 審査方法 ①WEB投票による得票総数ランキング（1位～5位）
②選考委員会による審査
- (6) WEB投票 令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）
アドレス <https://gap.onsen-ouen.jp/>
- (7) 表彰 令和2年3月8日（日）（ノミネート発表2月上旬予定）



日本梨スイーツ



チームNOUDA I

商品コンセプト：「日本の和とジャマイカとの融合」

- ・直線的デザインで速さを表現し、梨コンポートと金箔で金メダルをイメージ
- ・梨コンポートは甘くて、シャリ感の強い農大産「王秋」
- ・3色ゼリーはジャマイカの国旗を表現（黒色はジャマイカ産コーヒーを使用）
- ・最下段のムースは地元食材を使用（豆乳（神倉大豆）、酒粕（清酒八潮）、平飼い卵（ひよこカンパニー）

＜参考＞「グローバルGAP」とは

- ・GAPとは、農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための工程管理の取組であり、農業者自らが実施するものである。
- ・グローバルGAPは、GAPの国際基準の一つであり、オリンピック、パラリンピックに食材を供給するにはグローバルGAPやアジアGAPなどの認証を取得する必要がある。
- ・GAP認証は、第三者機関の審査によりGAPが正しく実施されていることが確認された証明となる。

令和2年産米の生産数量について

令和元年12月18日
生産振興課

12月17日に開催された鳥取県農業再生協議会（以下「県農業再生協議会」という。）で、令和2年産米の生産数量目標が提案されましたので、その概要について報告します。

1 概要

- (1) 国は、11月20日付けで令和2年産米に係る「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を各都道府県へ通知し、令和2年産米の生産量を708万トン～717万トン（前年：718万トン～726万トン）に設定した。
※平成30年産米からは、国による都道府県ごとの生産数量目標の配分は行われていない。
※708万トン：令和3年6月末の民間在庫数量（180万トン）が、安定供給を確保できる水準
※717万トン：令和2年～3年の主食用米の需要量
(2) 令和2年産米の算出方法は、人口減少傾向を踏まえて、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じて算出された。

2 本県の米生産の基本的な考え方

- (1) 農業者やJA等は、販売先の確保に努めて、需要に応じた米づくりに積極的に取り組む。
(2) 米の作付面積が減少し、不作付地・耕作放棄地が増加している現状を踏まえて、各地域農業再生協議会に計画的に作付推進を行い、水田農業の維持・拡大を図る。
(3) 県農業再生協議会では、今後とも県産米の需要動向を踏まえた「生産の目安としての生産数量」を地域協議会に提示するとともに、農家やJA等が生産量を判断する環境づくりを進める。

3 本県の平成30年産以降の具体的な米生産数量の設定等について

- (1) JAグループの販売計画を基本として、生産者の作付意向、国の需給見通し情報等を勘案して、米生産数量目標を設定する。
(2) 具体的には、①と②を比較し、多い数量を県全体の生産目標数量とする。
①各JAが作成する次年度の販売計画
②国の需給見通し情報に基づき試算した本県産の需要量
(3) 県農業再生協議会は、市町村農業再生協議会に生産数量目標を提示する。

【令和2年産米生産数量目標】（単位：トン、ha）

区分		R2年産米目標	R1年実績	R1年実績
鳥取県	① JA生産数量目標合計	66,815 (13,013ha)	67,577 (13,148ha)	64,800 (12,633ha)
	② 国需給見通し試算数量	62,304～63,096	63,184～63,888	—
全国		708～717万	718～726万	727万

生産数量目標は①を基本とし、64,800トン（R1年実績）～66,815トンとする。

4 今後のスケジュール

- 12月下旬 県農業再生協議会が市町村農業再生協議会に生産数量目標を通知
1月～2月 市町村農業再生協議会の判断により、集落・生産者に生産数量目標を通知

「鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会」開催概要について

令和元年12月18日
畜産課

「白鵬85の3」、「元花江」など全国トップクラスの県有種雄牛の遺伝資源保護について検討会を開催し、今後の新たな契約に関して協議しましたので、その概要を報告します。

1 日時・場所 令和元年12月9日（月）午後2時から3時まで 県庁議会棟特別会議室

2 出席者

公益社団法人全国和牛登録協会専務理事（座長）	穴田 勝人（あなだ かつひと）
弁護士知財ネット事務局長理事	伊原 友己（いはらともき）
三木：伊原法律特許事務所弁護士	並山 恭子（なみやま きょうこ）
鳥取和牛生産者連絡協議会会长	木嶋 泰洋（きしま やすひろ）
鳥取県家畜人工授精師協会会长	國岡 恒雄（くにおか つねお）
鳥取県農業協同組合中央会農政部農部長	増尾 哲也（ますお てつや）
全国農業協同組合連合会鳥取県本部畜産部長	柳田 英貴（やなだ ひでき）
大山乳業農業協同組合常務理事	亀田 進一（かめだ しんいち）
鳥取県知事	平井 伸治（ひらい しんじ）
鳥取県農林水産部長	西尾 博之（にしお ひろゆき）

3 概要

(1) 報告事項

- 国は、新たに10月から和牛遺伝資源の「知的財産的価値」の保護強化に向けた制度の検討を開始しており、これまでの精液等の流通管理徹底の議論と併せて、次期通常国会での関連法の改正を予定している。
- 県では、広報誌や広報番組を通じて、鳥取和牛の遺伝資源を守ることの意識醸成を図るとともに、先ずは現在の契約の見直しによる流出防止対策の強化について検討を進めてきた。
- 契約の見直し案については、9月から12月にかけて県内の和牛生産者や関係者と意見交換を実施し、県の所有権留保による契約の考え方を説明するとともに、新たに生じる精液や受精卵等の取扱い制限が生産現場に与える影響などについて意見を頂き、新たな契約案に反映した。

【契約の見直し概要】

現行 謾渡契約 → 今後①特定精液：使用許諾契約（県と生産者）
(全ての精液) 寄託契約（県と人工授精所）
②一般精液：改正版の譾渡契約（家畜改良協会と人工授精師）
※特定精液は「白鵬85の3」「元花江」「種雄候補牛」とし、一般精液はそれ以外の種雄牛精液。

(2) 協議事項

(契約見直し案に対する主な意見)

【委員】	<ul style="list-style-type: none">○使用権の許諾契約は初めて聞くような取組で、遺伝資源の保護に関し、工夫された契約である。○当事者の合意で受精卵等の共有持分を1/2ずつにするのは理にかなっている。○精液の寄託中の管理費用の取扱いについて明記するなど契約内容の整理が必要である。○新たな契約以前に譾渡されている精液について、何らかの対応を検討してほしい。○生産者が県と契約しているか明確に分かるようにすること。○人工授精師への適正流通に関する意識を高める取組が必要である。○適切な遺伝資源管理のためには、受精卵の生産をしっかりと把握することや、人工授精証明書の適切な発行を徹底していくことが大切である。
【知事】	<ul style="list-style-type: none">○所有権を保有する形で寄託をし、使用許諾をする契約内容について御了解を頂き感謝する。引き続き、相談させていただき確定していきたい。○またこれを機に、業界の協力と県民の理解を頂いて、適正流通を地域ぐるみでしていくよう対応したい。

4 今後の予定

県内の生産者や関係者との意見交換を続けながら、令和2年1月以降に新たな契約を行う予定である。

鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会次第

日時：令和元年12月9日（月）午後2時から
場所：鳥取県庁議会棟3階 特別会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

- ・和牛遺伝資源保護に向けた国の動向及び鳥取県の対応
- ・和牛遺伝資源の知的財産的価値に対する国の対応
- ・新しい契約の意見交換の状況及び意見

(2) 協議事項

- ・鳥取県における新しい契約内容の概要について
- ・契約までのスケジュールについて

4 その他

5 閉会

【配布資料】

出席者名簿

資料 1 和牛遺伝資源保護に向けた国の動向及び鳥取県の対応	··· 1
資料 2 和牛遺伝資源の知的財産的価値に対する国の対応	··· 2
資料 3 新しい契約の意見交換の状況及び意見	··· 3
資料 4 鳥取県における新しい契約内容の概要について	··· 4
資料 5 特定精液の使用許諾契約（生産者用）案の概要	··· 5
資料 6 特定精液の寄託契約（家畜人工授精所用）案の概要	··· 6
資料 7 一般精液の譲渡契約案の概要	··· 7
資料 8 契約までのスケジュールについて	··· 8

和牛遺伝資源保護に向けた国の動向及び鳥取県の対応

検討会 開催 部会 会議 会 議 会	国の動向	鳥取県の対応
	和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会	鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会
	【設置】平成31年2月 【委員】9人(畜産関係団体、大学教授、弁護士等) 【開催状況】5回の検討会を開催 (H31.2.15～R1.6.26) R1.7.2 中間とりまとめ 【中間とりまとめ概要】 <ul style="list-style-type: none">既存制度の周知徹底帳簿等への記録、保管、ストローへの基本情報表示の義務化利用許諾条件を設けた契約の定着	○R1.5.21 検討会開催 ・議論の論点整理 ★県政参画アンケート実施 (R1.7.5～7.16)
和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会		○R1.8.19 検討会開催 ・鳥取県有和牛種雄牛の遺伝資源の県外流出防止について ★県有和牛種雄牛の遺伝資源を守ることの重要性を広く県民へPR ・県政だより11月号(県広報誌) ・マルっと!とつり11/30放映(県政広報番組)
【設置】令和1年10月 【委員】8人(大学教授、弁護士、知財専門家等) 【開催状況】2回の検討会を開催 (R1.10.25、R1.11.22) 【検討内容】 <ul style="list-style-type: none">家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度の検討		○R1.12.9 検討会開催 ・新しい契約について ○検討会開催(予定) ↓ ★現在の契約の見直し → ・新たな契約の実施
【令和2年1月～】 ◎家畜改良増殖法の改正(予定) <ul style="list-style-type: none">精液、受精卵の生産、流通、在庫状況の把握家畜人工授精所を介さない流通の排除不正行為に対する抑止力(罰則 etc)の強化知的財産の観点からの契約による保護を契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対応できる仕組みの創設		条例化の検討 ◎家畜改良増殖法改正を受けた条例骨子の整理 ◎パブリックコメント実施等 ◎条例制定へ

和牛遺伝資源の知的財産的価値に対する国対応

- 農林水産省は、7月の「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」の中間とりまとめ、「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けて、その実現を図るべき」との方向性を示した。
- この方向性を明確化するため、農林水産省は、10月に設置した専門部会において、家畜改良の成果は高い価値のある「限定提供データ」(情報財)と考えられることから、家畜遺伝資源は保護が必要との考え方を示したところ。
- このため、改良成果である家畜遺伝資源の「精液」や「受精卵」を情報財として位置付け、不正取得や利用があった場合の差し止め請求権や刑事罰を設けられないか検討しており、家畜改良増殖法の改正案に知的財産保護の議論も反映させる方針。
※国は「総合的なTPP等関連政策大綱」(改定案)でも、和牛遺伝子の保護について次期通常国会を目指して法整備すると明記

1 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会

- (1) 設置 令和元年10月
- (2) 委員 8人の委員(大学教授、弁護士、知財専門家等で構成)
- (3) 開催 第1回専門部会(10月25日)、第2回専門部会(11月22日)
- (4) 検討項目 和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けた制度の検討について

2 検討会で示された対策の方向性と留意点

(1) 背景

- ・ 家畜改良は、有用な遺伝資源を集積した個体を生産していくプロセス。この結果、同じ家畜の種類であっても肉質等の点で品質の差別化を図ることができることから、家畜遺伝資源は知的財産的価値を有している。
- ・ 家畜改良の成果である遺伝資源が不正に流通し、家畜の拡大再生産を放置すれば、関係者の改良に要した時間、労力、投資を回収できなくなり、更なる改良へのインセンティブが失われ、国全体の畜産振興に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- ・ 不正競争防止法の直近の改正において、私有財産である「限定提供データ」の不正な利用等を新たに不正競争として位置付け。

(2) 対策の方向性

- ・ 「精液」や「受精卵」を情報財として位置付け、本来の取引・供給ルートから外れた不正な流通等をする行為を規制対象として具体的に検討していく。
- ・ 不正行為に起因にする家畜の拡大再生産による被害を防ぐことが課題であり、そのための救済措置としての差し止め請求権や刑事罰を設けることを検討する。

(3) 留意点

- ・ 正当な手続きで取得した場合であっても、過去に不正流通によるものであったことが判明する場合も想定されることから、規制の範囲等について検討が必要。
- ・ 遺伝資源の保護強化が、現場の過度の負担とならないよう、取引の安全とのバランスをとることが重要。
- ・ 知的財産保護に関する国際条約が動物種にはないため、国際調和に十分な留意が重要。

新しい契約の意見交換の状況および意見

○県内の和牛生産に関わる畜産関係者に対して、新しい契約の概要について令和元年9月から12月にかけて計21回の意見交換会を行った。参考範囲は、人工授精師協会、JA・大山乳業組合員、和牛改良組合、和牛生産者連絡協議会、全農、NOSAI、畜産推進機構など。

○意見交換の中で、遺伝資源保護に向けた取り組みへの理解や、精液利用にあたっての制限事項を理解していただくとともに、生産現場で不都合が生じるなどの意見を、契約案に反映し修正を行った。

〈意見交換の開催状況〉

開催月	開催日時	対象者等
9月	9/12 9/17 9/18 9/19 9/20	日野家畜人工授精師協会（7名）・生産者連絡協議会（5名） 中部家畜人工授精師協会（8名）・東部家畜人工授精師協会（5名） 西部家畜人工授精師協会（5名） JAいなば（11名） JA西部（21名）・JA中央（40名）・大山乳業（30名）
11月	11/7 11/8 11/11 11/12 11/13 11/20 11/22	JAいなば（36名） JA西部（46名）・JA中央（71名） 畜産推進機構（5名） 全農鳥取県本部（4名） 家畜共済（2名） 東部家畜人工授精師協会（6名）・大山乳業（30名） 西部和牛改良組合役員会（20名）
12月	12/1 12/6	西部家畜人工授精師協会（5名） 日野家畜人工授精師協会（4名）、生産者代表（16名）
合計	21回	のべ377名

〈意見交換での主な意見とその対応〉

項目	主な意見	対応案
特定種雄牛の選定	反対意見なし	—
県の所有権留保	反対意見なし	—
凍結精液の使用を県内に限定	反対意見なし	—
受精卵の使用を県内に限定	反対意見なし	—
雄牛の取扱い	反対意見なし	—
妊娠牛の取扱い	・妊娠牛を販売できないのは厳しい。 ・例えば5歳以上の妊娠牛の販売については認めで欲しい。 ・事前に県の許可を得る形での販売は認めて欲しい。	・8歳以上であり、産肉能力の低い牛についての妊娠牛の販売は認める。(受精卵の妊娠牛は不可) ・廃業・災害時での県外販売は知事特認で認める。
精液配布先の制限	・今と同様に畜産農家が保管できるようにして欲しい。 ・凍結精液を持たない農業共済獣医師が人工授精を行う例が6割ほどある。	・JA管理とし同様のしくみを継続。 ・畜産農家においての農業共済獣医・指定獣医による人工授精を認める。
その他	・県内技術者がいないので県外技術者に受精卵移植および採卵を依頼しているので認めて欲しい。 ・主に酪農家が行っている県外への預託牛への受精卵移植を認めて欲しい。	・県外技術者の技術提供も可能とする。 ・県外預託牛への受精卵移植は認める。 (当事者間で指定事項を記載した契約必要)

鳥取県における新しい契約内容の概要について

○県有種雄牛精液の販売は、今までではすべての県有種雄牛精液について委託販売団体である家畜改良協会と人工授精師等との間で行ってきたが、今後は、特定の種雄牛精液（以下「特定精液」とそれ以外（以下「一般精液」）の2つに分け、特定精液は生産者と使用許諾契約、人工授精所と寄託契約を締結し、一般精液は現在の契約の違約事項を整理した内容に変更する。

現行 謹渡契約→ 今後①特定精液：使用許諾契約（県と生産者）
寄託契約（県の人工授精所）
②一般精液：改正版の謹渡契約（家畜改良協会と人工授精師）

1 特定精液における新たな契約

特定精液：「白鵬85の3」「元花江」および「後代検定中の種雄候補牛」の精液

○使用許諾契約

県と生産者で新たに契約。特定精液は、「白鵬85の3」、「元花江」および「後代検定中の種雄候補牛」に限定。精液の所有権を留保するので、成果物である受精卵（以下「特定受精卵」）、子牛（妊娠牛の胎児含む）（以下「特定子牛」）に対して県1/2の所有権を主張できるため、横領罪や背任罪の適用も可能。

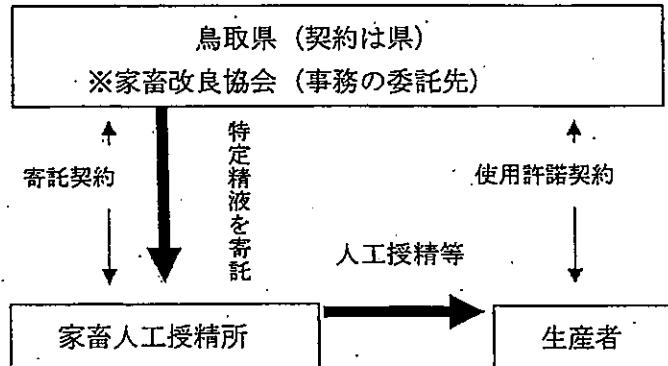
所有権の考え方

区分	持ち分		
	特定精液	特定受精卵	特定子牛 (胎児含む)
家畜人工授精所	—	—	—
生産者	—	50%	50%
県	100%	50%	50%

○寄託契約

県と人工授精所間で契約。特定精液は寄託契約を締結した人工授精所のみに寄託し、人工授精所の授精師は、使用許諾契約を締結した生産農家にのみ人工授精可能。人工授精師には、特定精液に関する所有権は生じない。

新たな契約のフロー図



2 一般精液における新たな契約

一般精液：特定精液以外の精液

○改正版の謹渡契約

一般精液は現在の謹渡契約に直接記載されていない違約項目を補足し、違約事項を明確化。

※人工授精の際に県内飼養者が県内で飼養している雌牛であることを確認するなど。

特定精液の使用許諾契約（生産者用）案の概要

項目	内 容
許諾の対象	県内で和牛を生産する者
使用の制限	<ul style="list-style-type: none"> ①県内で飼養されている雌牛に人工授精・受精卵移植する。 ②人工授精・受精卵移植は認定家畜人工授精師に行わせる。 ③特定精液で妊娠した牛は、鳥取県内で子牛を生ませる。 ④生まれた子牛（特定子牛）は、以下のいずれかに供されること。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の家畜市場でセリ売り販売すること（雄の場合は去勢する）。 ・自ら、もしくは県内の農家に譲渡して繁殖用又は肥育用として使用すること。 ・県への譲渡。 <p>＜特例措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定人工授精師以外の受精卵移植可能。当事者間で指定事項を記載した契約必要。 ・農業共済組合獣医師又は指定獣医師の人工授精可能。 ・県外預託の雌牛（県内農家所有）への受精卵移植も実施可能。当事者間で指定事項を記載した契約必要。 ・認定家畜人工授精師以外での採卵可能。当事者間で指定事項を記載した契約必要。
所有権	<ul style="list-style-type: none"> ①特定精液の所有権は、県に留保。 ②特定受精卵及び特定子牛は、県と生産者の共有とし、持ち分はそれぞれ1/2。 ③県の持ち分は、以下の場合に放棄。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の家畜市場でセリ売り。 ・県内で飼養の特定子牛が1歳を超えた場合。 ・県外譲渡を認められている妊娠牛を県外に譲渡した場合。
生産者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ①特定受精卵の保管の義務 <ul style="list-style-type: none"> ・県内での保管・使用。譲渡は使用許諾契約者のみ可能。 ・特定受精卵の作成、使用、譲渡に関する報告書の提出。 ②飼養の義務 <ul style="list-style-type: none"> ・特定子牛を受胎した妊娠牛は、特定子牛を生むまで県内で飼養。 <p>＜特例措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の年齢で産肉能力が高くない雌牛（人工授精での妊娠のみ）。 ・廃業・災害で県外譲渡を認めた場合。 ・県外預託の承認を受けた場合。 ・共進会等で一時的に県外に雌牛を持ち出す場合。 ③認定家畜人工授精師への授精証明書等への記載指示 <ul style="list-style-type: none"> ・授精証明書等に県の持分を1/2とする共有物である旨の記載をさせる。 ④使用料の支払い <ul style="list-style-type: none"> ・使用料とは、精液代や事務手数料（消費税含む）、和牛改良推進基金負担金。
違約罰等	<ul style="list-style-type: none"> ①契約に違反した場合、契約の解除又は特定精液の使用を禁止。 ②使用禁止期間は、禁止の日から1年以上5年以下の範囲内。 ③上記の場合、県の損害賠償額に加え、違約金100万円。

特定精液の寄託契約（家畜人工授精所用）案の概要

項目	内 容
寄託の対象	<p>県内の家畜人工授精所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜人工授精所に所属する授精師の一覧を契約時に提出し、変更時は報告。
寄託の範囲	<p>県内の和牛生産に必要な範囲で特定精液を寄託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定精液は、県内で保管。 ・特定精液の引き渡し(人工授精)は、使用許諾を受けた生産者のみ。 ・引き渡しは、認定家畜人工授精師等(授精師及び獣医師)が実施。 ※県農業共済組合獣医師および指定獣医師人工授精の技術提供は可能
家畜人工授精所の義務等	<ul style="list-style-type: none"> ①特定精液の人工授精計画書の提出(毎年2月末まで) <ul style="list-style-type: none"> ・変更がある場合は、変更計画書を提出。 ※県は実績等を勘案し、特定精液の寄託数を決定し、人工授精所に通知。 ②特定精液の寄託申請(前月15日まで) <ul style="list-style-type: none"> ・保証金(精液代)や事務手数料、和牛改良推進基金負担金を事前納付。 ③授精証明書等への記載義務 <ul style="list-style-type: none"> ・授精証明書や受精卵移植証明書、受精卵証明書及び受精卵保管容器の貼付けラベルに、生まれる子牛が県の持分を1/2とする共有物である旨を記載。 ④適正な人工授精の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・使用許諾契約を締結した生産者の雌牛に実施。 ・県内飼養の雌牛、未契約の生産者に受精卵を譲渡しないことなど確認。 ⑤適正な管理及び報告 <ul style="list-style-type: none"> ・特定精液の使用状況を毎月15日までに報告。 ・在庫状況が確認できる台帳を5年間保管。 ・特定精液や精液証明書を紛失したときは、顛末を速やかに報告。 ⑥特定精液の返還 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の中止、廃業、または特定精液を使用する見込みがなくなった場合は返還。
違約罰等	<ul style="list-style-type: none"> ① 契約に違反した場合、契約の解除又は特定精液の使用を禁止。 ② 使用禁止期間は、禁止の日から1年以上5年以下の範囲内。 ③ 上記の場合、氏名、住所、理由等を公表。 ④ さらに、県への損害賠償額に加えて違約金100万円。

一般精液の譲渡契約案の概要

譲渡の対象	県内の家畜人工授精師(一般精液利用)
精液の譲渡	<p>①県内の肉用牛の生産又は精液の研究の用に供することを目的 ②精液の譲渡申請(前月15日まで) ・精液代や事務手数料、和牛改良推進基金負担金を期日までに納付。</p>
家畜人工授精師の義務	<p>①適正な管理及び報告 ・使用状況を毎月15日までに報告。 ・精液の在庫状況が確認できる台帳を5年間保管。 ・精液や精液証明書を紛失したときは、顛末を速やかに報告。</p> <p>②人工授精時の確認事項 ・県内在住の飼養者が県内で飼養している雌牛であることを確認 ・受精卵作成時に雌牛の所有者に県内で和牛生産を行わない者又は県外での和牛生産に使用しようとする者に譲渡しないことを確約。</p> <p>③再譲渡等の制限 ・協会と契約した人工授精師以外に譲渡することはできない。</p>
違約罰等	<p>①契約の解除、又は精液の譲渡及び引き渡しの停止。 ②停止期間は禁止の日から1年以上5年以下の範囲内。 ③氏名、理由を公表に加え、違約金100万円を請求することができる。</p>

契約までのスケジュールについて

- 新たな契約は12月中旬以降から申請の受付を開始
- 令和2年1月に現在の譲渡契約による県有種雄牛精液の供給を中止
- 2月から、新たな契約を締結した者のみに県有種雄牛精液を配布

月	内 容
12月	中旬 現在の譲渡契約における精液譲渡終了の通知 ※R2年1月を最終譲渡 新契約における精液譲渡の開始の通知 ※R2年2月から開始 ※妊娠牛の考え方 下旬 新契約の契約開始
令和2年 1月	上旬 新契約の契約会の開催 (東・中・西部で開催。契約会に来られない者については、隨時、畜産試験場 で契約を実施) 年間計画の提出および承認 中旬 現在の譲渡契約における最後の精液配布終了 ※1月配布で終了
2月	<u>新たな契約者への精液配布を開始</u>

留意事項

1 現在の譲渡契約で譲渡した凍結精液の取扱い

白鵬85の3、元花江などの特定精液であっても、現在の譲渡契約上で譲渡された精液については新しい契約を根拠に規制することは困難。このため、県の所有権は主張できないが、新たな契約と同様の考え方での使用をお願いする。

2 妊娠牛の扱い

現在、白鵬85の3、元花江の産子を受胎している妊娠牛については、今までどおりの成牛市での販売は可能とする。しかし、2月以降に精液を交配した妊娠牛については、新契約の考え方による販売のみ可能とする。旧譲渡契約において譲渡された精液は本来、妊娠牛についても新契約の規制をかけることはできないが、同様の考え方をお願いする。

「五輝星」ギネス世界記録への挑戦！及び
「とっとり松葉がに 世界一記念キャンペーン」の実施について

令和元年12月18日
観光戦略課
水産課
販路拡大・輸出促進課
食のみやこ推進課

今年11月7日の初セリにおいて、1匹500万円の高値を付けた「特選とっとり松葉がに 五輝星」を「セリで落札された最も高額な蟹」として、ギネス世界記録に登録申請中です。

12月23日、東京と鳥取で、その挑戦結果の発表会を開催するとともに、初セリ500万円を記念し、「とっとり松葉がに 世界一（せかにいち）記念キャンペーン」を以下のとおり実施します。

1 「五輝星」ギネス世界記録への挑戦！の概要

- (1) 記録名：セリで落札された最も高額な蟹
- (2) 挑戦記録：1匹500万円（重量12.4kg、甲幅14.6cm）
- (3) 挑戦者：株式会社かねまさ・浜下商店

代表取締役 浜下哲爾（はました てつじ）



2 「五輝星」ギネス世界記録への挑戦！結果発表会

(1) 東京会場

①日時：令和元年12月23日（月）11:00～11:50

②場所：とっとり・おかやま新橋館2階 催事スペース（東京都港区新橋）

③出席予定者（敬称略）：

鳥取県知事 平井伸治、鳥取県議会農林水産商工常任委員会委員長 島谷龍司
ギネス公式記録認定員

蟹取県応援ゲスト（タレント：ひょっこりはん（※1）、ガンバレルーヤ（※2））

※1：蟹取県ウェルカニキャンペーンで「カニトリ体操」を実施中

※2：まひるさんが鳥取県出身

④内容：「五輝星」ギネス世界記録への挑戦！結果及び「とっとり松葉がに 世界一記念キャンペーン」の発表など

※初セリ500万円記念イベントとして、アンテナショップで買物又は食事した方を対象に県内宿泊施設の宿泊券、蟹取県の特産品等が当たるクリスマスプレゼント抽選会を実施する。（期間：12月24～25日）

(2) 鳥取会場

①日時：令和元年12月23日（月）11:00～11:50

②場所：かねまさ・浜下商店（鳥取市賀露町西）

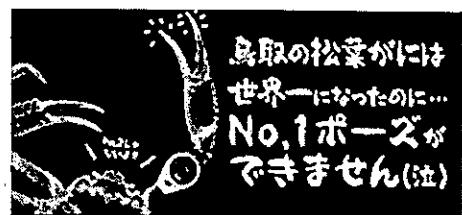
③内容：「五輝星」ギネス世界記録への挑戦！結果発表（東京での発表会のライブビューイングを実施）

せかにいち

3 「とっとり松葉がに 世界一記念キャンペーン」の概要

(1) 期間：令和2年1月6日（月）～2月29日（土）

(2) 内容：期間中、県内キャンペーン参加店舗（飲食店・水産物直売所）で蟹料理の食事又は蟹を購入し応募された方を対象に、抽選で県内特産品等をプレゼントする。



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和元年12月18日
農地・水保全課

主務課 〔変更分〕	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
農地・水保全課 （中部総合事務所農林局）	松谷第1ため池改修工事 (その1)	東伯郡琴浦町竹内	株式会社 共栄組 代表取締役 山崎 稔	(当初契約額) 181,440,000円	平成30年10月26日 ～ 令和元年11月29日	(当初契約年月日) 平成30年10月26日	[工事内容] ため池改修工事 堤体工 掘削工 V=7,856m ³ 盛土工 V=15,190m ³ 盛土材改良工 V=11,130m ³ (1,780m ³) 残土処分土量 V=2,680m ³ (1,500m ³) 土取場掘削土量 V=12,500m ³	